

議案第142号

宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得その他の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの</u></p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)</u>により<u>特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>又は<u>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p>イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p>ウ <u>当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法</u></p>

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

(3)～(6) (略)

2 公開請求に係る公文書に記録されている情報が、公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び氏名について、前項第1号の規定により非公開とすることはできない。

(部分公開)

第8条 (略)

人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1)の2 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等

\_\_\_\_\_、地方公共団体及び地方独立行政法人\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を除く。

以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

(3)～(6) (略)

(部分公開)

第8条 (略)

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条の2 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開の決定及び通知)

第10条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、前項の規定により公文書の公開をしない旨の決定(第8条の規定により公文書の一部を公開する決定を含む。)を通知する場合において、当該公文書に記録されている情報が第7条第1項各号に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4・5 (略)

(第三者の権利の保護)

第11条 (略)

2 実施機関は、公開決定等を行うに当たっては、当該請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ公開する情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第7条第1項第1号の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を第9条の規定により裁量的に公開しようとするとき。

(2) 第7条第1項第2号本文の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を同号ただし書の規定により公開しようとするとき。

3 (略)

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条の2 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開の決定及び通知)

第10条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、前項の規定により公文書の公開をしない旨の決定(第8条の規定により公文書の一部を公開する決定を含む。)を通知する場合において、当該公文書に記録されている情報が第7条各号に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4・5 (略)

(第三者の権利の保護)

第11条 (略)

2 実施機関は、公開決定等を行うに当たっては、当該請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ公開する情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第7条第1号の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を第9条の規定により裁量的に公開しようとするとき。

(2) 第7条第2号本文の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を同号ただし書の規定により公開しようとするとき。

3 (略)



議案第143号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

宝塚市職員定数条例(昭和29年条例第6号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関、消防本部、上下水道事業及び病院事業の事務部局に属する常時勤務する一般職に属する地方公務員(臨時的に雇用される者を除く。以下「常時勤務職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める地方公務員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」)という。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、常時勤務職員数と<u>再任用短時間勤務職員</u>数の合計とし、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>数は、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間当たりの正規の勤務時間を各号ごとに合計した数を常時勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関、消防本部、上下水道事業及び病院事業の事務部局に属する常時勤務する一般職に属する地方公務員(臨時的に雇用される者を除く。以下「常時勤務職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」)という。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、常時勤務職員数と<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>数の合計とし、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>数は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間当たりの正規の勤務時間を各号ごとに合計した数を常時勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第9号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>

宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3 _____ の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、宝塚市立病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に _____ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。 _____</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条-第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</p> <p>第5章 雑則(第13条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 _____</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、同条の規定に関わらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌</p>

- \_\_\_\_\_
- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により \_\_\_\_\_ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき \_\_\_\_\_。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 \_\_\_\_\_ が引き続き存すると認めるときは、 \_\_\_\_\_ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 \_\_\_\_\_ の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は \_\_\_\_\_、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった \_\_\_\_\_ と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 (略)

日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きある \_\_\_\_\_ と認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日 (同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日) の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする \_\_\_\_\_。
- 5 (略)

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)第13条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職



(2) 前号に掲げる職のほか、これらに相当する職として任命権者が定める職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、宝塚市立病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師(附則第4項及び第5項において「医師等」という。)の職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位

の職制上の段階に属する職に、降任等をする  
こと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び  
管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をす  
べき管理監督職を占める職員について、次に掲  
げる事由があると認めるときは、当該職員が  
占める管理監督職に係る異動期間(当該管理  
監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達  
した日の翌日から同日以後における最初の4  
月1日までの間をいう。以下この章において  
同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超え  
ない期間内(当該期間内に定年退職日がある  
職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日  
から定年退職日までの期間内。第3項におい  
て同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続  
き当該管理監督職を占める職員に、当該管理  
監督職を占めたまま勤務をさせることがで  
きる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験  
を必要とするものであるため、当該職員の  
他の職への降任等により生ずる欠員を容  
易に補充することができず公務の運営に  
著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務  
条件に特殊性があるため、当該職員の他の  
職への降任等による欠員を容易に補充す  
ることができず公務の運営に著しい支障  
が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業  
務の遂行上重大な障害となる特別の事情  
があるため、当該職員の他の職への降任等  
により公務の運営に著しい支障が生ずる  
こと。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により  
異動期間(これらの規定により延長された期  
間を含む。)が延長された管理監督職を占め  
る職員について、前項各号に掲げる事由が引  
き続きあると認めるときは、延長された当該  
異動期間の末日の翌日から起算して1年を超  
えない期間内(当該期間内に定年退職日があ  
る職員にあっては、延長された当該異動期間  
の末日の翌日から定年退職日までの期間内。  
第4項において同じ。)で延長された当該異動  
期間を更に延長することができる。ただし、  
更に延長される当該異動期間の末日は、当該  
職員が占める管理監督職に係る異動期間の

末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定によ

り他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

4 医師等については、前項の規定は適用しな

附 則

い。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師等を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表 (第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u> _____」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前2項の勤務時間により難しいものと認めるときは、1週間当たり38時間45分(<u>再任用短時間勤務職員</u> _____)にあっては、前項の規定に基づき定める時間)を超えない範囲内で前2項の勤務時間を変更することができる。</p> <p>4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u> _____については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>5 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u> _____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 職員には、1年を通じて21日以内の年次休暇を与える。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u> _____については、勤務時間等を考慮して21日を超えない範囲で規則で定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第22条の4第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前2項の勤務時間により難しいものと認めるときは、1週間当たり38時間45分(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____)にあっては、前項の規定に基づき定める時間)を超えない範囲内で前2項の勤務時間を変更することができる。</p> <p>4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>5 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 職員には、1年を通じて21日以内の年次休暇を与える。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____については、勤務時間等を考慮して21日を超えない範囲で規則で定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表 (第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <hr/> <hr/> <p>及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての勤務条件条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務条件条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務条件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第13条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号。以下この条において「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記3 参照】</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員、<u>同条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)</u>が延長された管理監督職を占める職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての勤務条件条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務条件条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務条件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第13条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号。以下この条において「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記3 参照】</p>

【別記1】

(現行)

第2条第4項ただし書	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
及び第5項ただし書		
並びに第8条第1項		

(改正案)

第2条第4項ただし書	定年前提任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
及び第5項ただし書	員	
並びに第8条第1項		



【別記2】

(現行)

第3条第4項	とする	に、宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号。以下「育休条例」という。)第12条の規定により読み替えられた <u>職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)</u> 第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を <u>同項本文</u> に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
第12条第3項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)

(改正案)

第3条第4項	とする	に、宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号。以下「育休条例」という。)第12条の規定により読み替えられた <u>勤務条件条例</u>  第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を <u>同条第2項</u> に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第12条第3項	定年前提任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)

【別記3】

(現行)

第5条第3項	地方公務員法第28条の5第1項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員
	に規定する短時間勤務の職を占める職員	

(改正案)

第5条第3項	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員
	に規定する定年前再任用短時間勤務職員	

宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第11号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) <u>非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項_____の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表（第7条による改正関係）

現行	改正案
<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、自動車等の種類及びその使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第4に定める額(<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項及び第4項の規定にかかわらず、<u>職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号。以下「勤務条件条例」という。)</u>第2条第7項の規定により勤務を要しない日に勤務した場合において、その勤務時間に対して代休を取得したときは、代休の取</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号。以下「勤務条件条例」という。)</u>第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、自動車等の種類及びその使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第4に定める額(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項及び第4項の規定にかかわらず、<u>勤務条件条例</u></p> <hr/> <p><u>第2条第7項の規定により勤務を要しない日に勤務した場合において、その勤務時間に対して代休を取得したときは、代休の取</u></p>

得に係る勤務時間1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の60までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 再任用短時間勤務職員 が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2・3 (略)

- 4 再任用職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 (略)

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前2項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

4・5 (略)

(扶養手当等に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条及び第11条の3の規定は、再

得に係る勤務時間1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の60までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2・3 (略)

- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 (略)

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前2項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前2項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

4・5 (略)

(扶養手当等に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条及び第11条の3の規定は、定

任用職員 \_\_\_\_\_ には適用しない。

附 則

- 38 月額で報酬を定める会計年度任用職員で、規則で定めるものが退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない場合には、規則で定める額を30日以内に支給する。

年后再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

- 38 月額で報酬を定める会計年度任用職員で、規則で定めるものが次の各号のいずれかに該当する

\_\_\_\_\_ 場合には、規則で定める額を30日以内に支給する。

(1) 60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職した場合

(2) 退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない場合(前号の規定に該当して支給したことがある場合を除く。)

- 40 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第42項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 41 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第6条第2項に規定する職を占める職員

(3) 宝塚市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(4) 宝塚市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されてい

た職員を除く。)

42 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第44項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

43 前項の規定による給料の額と当該給料を受ける職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

44 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第40項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第42項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

45 附則第42項(附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第40項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の

<p>別表第1(第3条関係) 行政職給料表 (その1)</p>	(単位 円)	<p>受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>
<p>【別記1 参照】 備考 (略)</p>		<p>46 附則第42項又は前2項の規定による給料を支給する職員に対する第19条第6項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第42項(附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>
<p>消防職給料表 (その2)</p>	(単位 円)	<p>47 附則第40項から前項までに定めるもののほか、附則第40項の規定による給料月額、附則第42項の規定による給料その他附則第40項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>【別記2 参照】 備考 (略)</p>		<p>別表第1(第3条関係) 行政職給料表 (その1)</p>
<p>医療職給料表(一) (その3)</p>	(単位 円)	<p>【別記1 参照】 備考 (略)</p>
<p>【別記3 参照】 備考 (略) 医療職給料表(二) (その4)</p>	(単位 円)	<p>消防職給料表 (その2)</p>
<p>【別記4 参照】 備考 (略)</p>		<p>【別記2 参照】 備考 (略) 医療職給料表(一) (その3)</p>
<p>別表第5(第26条関係) 月額報酬表 表 (略)</p>		<p>【別記3 参照】 備考 (略) 医療職給料表(二) (その4)</p>
<p>備考 1 (略)</p>		<p>【別記4 参照】 備考 (略) 別表第5(第26条関係) 月額報酬表 表 (略)</p>
		<p>備考 1 (略)</p>



<p>2 採用時における年齢が<u>60歳を超える者</u>の報酬月額は、この表によることなく<u>156,600円</u>とする。ただし、備考1により報酬月額を定める職種については、別に任命権者が定める額とする。</p>	<p>2 採用時における年齢が<u>60歳以上の</u>者の報酬月額は、この表によることなく<u>他の職員との均衡を考慮し任命権者が定める額</u>とする。</p>
---	--

【別記1】

(現行)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給							
再任用 職員								
以外の 職員								
再任用 職員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(改正案)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

【別記2】

(現行)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
再任用 職員							
以外 の職員							
再任用 職員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(改正案)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

【別記3】

(現行)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		再任用職員 以外の 職員			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

(改正案)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		296,200	338,600	393,000	466,000

【別記4】

(現行)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
再任用 職員							
以外 の職員							
再任用 職員		235, 100	272, 800	289, 100	326, 200	346, 100	370, 600

(改正案)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		235, 100	272, 800	289, 100	326, 200	346, 100	370, 600

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表 (第8条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「8日以上」とあるのは「その月の現日数から勤務を要しない日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に8を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める日数(以下この項において「市長の定める数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)以上」とし、同項第2号中「13日以上」とあるのは「要勤務日数に13を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とし、「18日以上」とあるのは「要勤務日数に18を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とする。</p>	<p>(手当の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「8日以上」とあるのは「その月の現日数から勤務を要しない日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に8を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める日数(以下この項において「市長の定める数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)以上」とし、同項第2号中「13日以上」とあるのは「要勤務日数に13を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とし、「18日以上」とあるのは「要勤務日数に18を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とする。</p>

宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)  
 新旧対照表(第9条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員                  _____(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第13条の2 第5条、第5条の3及び第6条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(第13条の2において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第13条の2 第5条、第5条の3及び第6条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員                  _____                  _____には適用しない。</p>

宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表(第10条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職を除く。)及び同法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u> _____(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第18条 第5条、第7条及び第9条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職を除く。)及び同法第22条の4第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(第18条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第18条 第5条、第7条及び第9条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____には適用しない。</p>



議案第144号

宝塚市立看護専門学校条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立看護専門学校条例(平成6年条例第41号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(授業料等)</p> <p>第3条 学校の受験料、入学金、授業料及び再試験料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入学金 <u>150,000円</u></p> <p>(3) 授業料 月額 <u>30,000円</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(授業料等)</p> <p>第3条 学校の受験料、入学金、授業料及び再試験料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入学金 <u>200,000円</u></p> <p>(3) 授業料 月額 <u>40,000円</u></p> <p>(4) (略)</p>



議案第145号

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について  
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(附則第12項による改正関係)

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任意務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	<u>宝塚市個人情報保護・情報公開審議会</u>	<u>宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)による制度の運営に関する事項、宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務</u>	<u>7人</u>	<u>知識経験者 3人</u> <u>市内の公共的団体等の代表者 2人</u> <u>公募による市民 2人</u>
	<u>宝塚市個人情報保護・情報公開審査会</u>	<u>宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例による審査請求の審査に関する事務並びに出資等法人に係る異議の申出に関する事務</u>	<u>5人以内</u>	<u>知識経験者 5人以内</u>

--	--	--	--	--

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市個人情報保護・情報公開審議会	宝塚市個人情報保護の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第 号)第15条第1項の規定により諮問すべき事項、宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務	7人(必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 2人
	宝塚市個人情報保護・情報公開審査会	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宝塚市情報公開条例による審査請求の審査に関する事務並びに同条例による出資	5人以内	知識経験者 5人以内

		<u>等法人に係る 異議の申出に 関する事務</u>		



議案第146号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市子ども審議会条例(平成25年条例第34号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、宝塚市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に掲げるもの</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、宝塚市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号に掲げるもの</p>





議案第147号

宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例(平成25年条例第20号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(交通安全施設)</p> <p>第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p>第44条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p>



議案第148号

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年条例第22号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条 )</p> <p>第2章 歩道等 _____                      _____(第3条—第10条)</p> <p>第3章 立体横断施設 _____(第11条—第16条)</p> <p>第4章 乗合自動車停留所 _____(第17条・第18条)</p> <p>第5章 自動車駐車場 _____(第19条—第29条)</p> <p><u>第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第30条—第34条)</u></p> <p>附則                      (定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、バリアフリー法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第4号及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道 _____、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場 _____の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第2条の2)</p> <p>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造(第3条—第10条)</p> <p>第3章 立体横断施設の構造(第11条—第16条)</p> <p>第4章 乗合自動車停留所の構造(第17条・第18条)</p> <p>第5章 自動車駐車場の構造(第19条—第29条)</p> <p><u>第6章 旅客特定車両停留施設の構造(第30条—第40条)</u></p> <p><u>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第41条—第45条)</u></p> <p>附則                      (定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、バリアフリー法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第4号及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、<u>自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路</u>、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場若しくは<u>旅客特定車両停留施設</u>の通路の幅員から、次に掲げる _____幅員を除いた幅員をいう。</p> <p>ア <u>縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員</u></p> <p>イ <u>除雪のために必要な幅員</u></p> <p>ウ <u>宝塚市道路の構造の技術的基準を定</u></p>

(2)・(3) (略)

## 第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路\_\_\_\_を  
除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、宝塚市道路の構造  
の技術的基準を定める条例(平成25年条例第  
20号。以下「道路構造条例」という。)第11  
条第3項に規定する幅員の値以上とするもの  
とする。

2 (略)

3 歩道又は\_\_\_\_自転車歩行者道(以下「歩道  
等」という。)\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の有効幅員は、当該  
歩道等\_\_\_\_\_の高齢  
者、障害者等の交通の状況を考慮して定める  
ものとする。

(舗装)

第5条 歩道等\_\_\_\_\_の  
舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させること  
ができる構造とするものとする。ただし、道  
路の構造、気象状況その他の特別の状況によ  
りやむを得ない場合においては、この限りで  
ない。

2 歩道等\_\_\_\_\_の舗装  
は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの  
良い仕上げとするものとする。

(勾配)

める条例(平成25年条例第20号。以下「道  
路構造条例」という。)第44条第1項の歩  
行者の滞留の用に供する部分の幅員

(2)・(3) (略)

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特  
定車両停留施設の構造及び設備については、  
この条例の規定によらないことができる。

## 第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道 路等の構造

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路、自  
転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を  
除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、道路構造条例\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第11  
条第3項に規定する幅員の値以上とするもの  
とする。

2 (略)

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路  
構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以  
上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条  
例第43条第1項に規定する幅員の値以上とす  
るものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道(以下「歩道  
等」という。)又は自転車歩行者専用道路若  
しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者  
専用道路等」という。)の有効幅員は、当該  
歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢  
者、障害者等の交通の状況を考慮して定める  
ものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の  
舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させること  
ができる構造とするものとする。ただし、道  
路の構造、気象状況その他の特別の状況によ  
りやむを得ない場合においては、この限りで  
ない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装  
は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの  
良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等 \_\_\_\_\_ の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。) \_\_\_\_\_ の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

### 第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、 \_\_\_\_\_ 移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2・3 (略)

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)・(4) (略)

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること \_\_\_\_\_ により、籠外から籠内が \_\_\_\_\_ 視覚的に確認できる構造とすること。

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

### 第3章 立体横断施設の構造

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2・3 (略)

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)・(4) (略)

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(6)～(8) (略)

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)～(13) (略)

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下\_\_\_\_\_同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

第4章 乗合自動車停留所

第5章 自動車駐車場

(6)～(8) (略)

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10)～(13) (略)

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) (略)

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

第6章 旅客特定車両停留施設の構造(通路)

第30条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第32条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第33条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とす

ること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して別に市長が定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合には、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とするこ



と。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第41条 (略)

2 (略)

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第30条 (略)

2 (略)

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等\_\_\_\_\_、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場\_\_\_\_\_の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 (略)

3 (略)

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音声、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備(旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音声により視覚障害者に示すためのものを除く。)、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路並びにエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 (略)

5 (略)

(休憩施設)

第32条 歩道等

には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び

立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場

には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(積雪等対策)

第34条 歩道等及び

立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、必要な措置を講ずるものとする。

(休憩施設)

第43条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等

には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席(主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。)を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第44条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び

立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場及び

旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(積雪等対策)

第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び

立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、必要な措置を講ずるものとする。



議案第149号

宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例(平成25年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
(管理) 第3条 (略)	(管理) 第3条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u>





議案第150号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について  
 丹波少年自然の家事務組合理約(昭和54年4月1日規約第1号)新旧対照表

現行				改正案			
(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市				(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。 _____ 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市			
第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、 <u>18人</u> とする。				第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、 <u>16人</u> とする。			
別表				別表			
項 目	関係市町	負 担 区 分		項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市町別	地域別			市町別	地域別
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100	施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	_____ 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
	施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81		100分の90	施設の管理運営費	_____ 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町
丹波市		—	100分の7	丹波市	—		100分の7
丹波篠山市		—	100分の3	丹波篠山市	—		100分の3
人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。				人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。			

地方自治法 (抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない

議案第151号

市道路線の認定について  
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)



議案第151号  
市道路線の認定について  
認定路線図

